



(電子版)

info@jikosoren.jp

2018年 第20号 2018年12月26日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

東京地連が要請 清瀬市でライドシェア反対意見書採択

東京都清瀬市議会は12月19日、「ライドシェア・白タクの合法化に反対する意見書」を全会一致で採択しました。東京地連が都内の全自治体対象にとりこんでいたもので、日本共産党、公明党、自民党の市議団と直接会って賛同してもらい、会えなかった他会派議員からも賛同を得ました。原案通り採択されたため、解禁要望に対する禁止・規制の世界の流れなど新しい情勢も入った意見書となりました。

全国の意見書は、10月24日現在、24都道府県・97区市町村議会になっています。

ライドシェア・白タクの合法化に反対する意見書

ライドシェアという名の違法な白タク（無許可タクシー）を合法化しようという動きがある。スマホアプリを介して一般ドライバーが自家用車で利用者を輸送するライドシェアは、わが国では道路運送法違反として認められていない。

ライドシェアを押し進める企業は、交通渋滞がなくなり、事故が減り、需要と供給をマッチできるなどと主張しているが、実際には逆に交通渋滞が増加する実態が生じている。

例えば、ニューヨーク市ではタクシー営業には許可証「メダリオン」が必要で、メダリオンは1万3,500枚に制限されているが、市内を走るライドシェア車両数には上限設定がなかったため、2015年にはニューヨーク市におけるライドシェア車両数は1万2,600台であったが、今年7月末の段階で8万台に増加、タクシーも加えると旅客運送に関わる車両は10万台ちかくにのぼり、メダリオンを購入してローンを払い続けているタクシー運転手はその返済が滞る状況となっている。

タクシー事業者がたち行かなくなれば、高齢化社会を担う公共交通機関が無くなることを意味しており、交通空白地域の移動問題への対応としては、公共交通機関であるタクシーを使った乗合タクシー・デマンドタクシーなどの運行が各地で取り組まれており、国庫補助等も措置されている。

ライドシェアはその危険性から世界の流れは、解禁どころか禁止・規制に向かっており、それにもかかわらずライドシェア解禁を求めるのは、自らが出資したライドシェア企業が日本でも自由に営業できるようにするためである。

よって、清瀬市議会は、国及び政府に対し、ライドシェア・白タクを合法化しないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成30年12月19日 清瀬市議会

(提出先) 衆議院・参議院議長／内閣総理大臣／内閣府特命担当大臣／総務大臣／
法務大臣／国土交通大臣